

追悼 故尾崎重義教授の尖閣諸島帰属論について

尾崎重義筑波大学名誉教授が昨秋お亡くなりになり、尖閣諸島の地位に関する有力な研究者を失ったことは真に悔やまれる。尖閣諸島について、尾崎教授は故奥原敏雄教授に続き並行して研究を続けられ、我が国のこの諸島に対する立場の法的・歴史的根拠を、一次資料の詳細な分析を通じて明確にされてきた功績は極めて大きい。



三好 正弘
(愛知大学名誉教授)

尾崎教授は、東京大学大学院を終えてから最初は国立国会図書館調査立法考査局に務められ、後に大学に移られてから国際法学者として本格的に広範な研究を追及されたが、法哲学的関心から初期の国際法基礎理論に関する研究をはじめ、国際判例研究、国連の安全保障機構や若干の時評的安全保障の研究などに緻密な研究姿勢を示されている。とくに印象に残る研究としては、尖閣諸島帰属論のほか、多数の国際判例の研究と編著、晩年の国連憲章第7章に関する詳細かつ緻密な分析を挙げることができようか。この最後の研究が未完に終わったのは惜まれる。

尖閣諸島に関する尾崎教授の最初の著作は、1972年に国立国会図書館調査立法考査局の紀要『レファレンス』(259, 261 - 263号)に掲載された「尖閣諸島の帰属について(上)・(中)・(下の一)・(下の二)」と題する論稿と思われる。その2年後に同じ『レファレンス』(281, 283, 284号)に「大陸棚の境界画定の法理(上)・(中)・(下)」が発表されていて、これら二つのテーマの関連性が尾崎教授の研究意欲の基にあったと想像される。

1969年2月に一方ドイツ連邦共和国(西ドイツ)と他方オランダ・デンマークの間の「北海大陸棚事件」に対する国際司法裁判所の判決が下され、初めて大陸棚の制度に関する国際判例が出現して多くの法的問題点が提起されたが、その前年1968年秋に国連アジア極東経済委

尖閣諸島の国際法上の地位
——主としてその歴史的側面について——

最終頁

員会 (ECAFE) の下にあったアジア沿海鉱物資源共同探査調整委員会 (CCOP) が尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海の海底探査を行い、その結果を1969年5月に委員会の紀要 *Technical Bulletin, Vol. 2* に発表し、東シナ海の海底には中東の湾岸地域に相当する石油・天然ガスが賦存する可能性が高いとの見解を明らかにしたのであった。この報告は東シナ海周辺諸国に大きな波紋を投げかけ、中国も台湾も俄かに尖閣諸島の領有権を主張し始めたのである。我が国はこのような近年の動きとは無関係に、1895年に尖閣諸島を閣議決定により我が国の領土に編入していたので、中国や台湾の突然の領有権主張は我が国の領土権に挑戦する形になった。

こうして尖閣諸島の大陸棚の法的地位が大きくクローズアップされたので、挑戦を受けた我が国としては尖閣諸島が我国に帰属し、従ってその周辺の大陸棚には我が国の主権の権利が及ぶという立場を明確にする必要が生じた訳である。尾崎教授はこうした背景の下で尖閣諸島と大陸棚の研究に進まれたに違いない。そして、国際法学者としての尾崎教授は、当然ながら分析を法的論点に重点を置いたところ、中国側の論調は専ら古くからの歴史的文献が尖閣諸島を中国領としているということを論拠とし、意図的かどうかはともかく、尾崎教授のような国際法的論法を無視ないし回避しようとする傾向が見られた。こうした両者の対立は、奥原教授と中国学者との論争でも全く同じパターンが見られたところで (例えば中国側の文献として、吳天穎著・水野明監訳・青山治世訳『甲午戦前釣魚列嶼帰属考——奥原敏雄諸氏への反証』(外交出版社、1998年))、尾崎教授は中国流の歴史一本槍の根拠づけに対抗して、『レファレンス』の前稿の歴史的検討の部分で綿密な調査によって加筆・補正したのが本誌本号に転載された「[尖閣諸島の国際法上の地位——主としてその歴史的側面について——](#)」である。そこには、関係する島嶼の呼び名の詳細な検討から始めて、航海に密接に関わる海流や海域の特徴などについて中国人が琉球人に訊ねて知見を得ていたこと等々、執拗なほどの分析が見られ、完膚なきまでに中国側の論拠が論破されている。

尖閣諸島の地位について、奥原教授に一步遅れてこれの研究に着手した尾崎教授は、後発者の有利さもあったかもしれないが、より精緻な法

的分析と歴史的分析を行ったと言えるように思う。仮に尖閣諸島問題が国際裁判にかけられるようなことがあれば (我国は尖閣諸島を我が国の領土とし領有権争いはないとしているので、この問題を裁判に訴えることはありえないが、中国がひょっとして裁判に訴えたとして)、尾崎教授の分析に基づいて争えば極めて有利であろうと想像する。余談ながら、かつて私が外務省アジア局審議官から東シナ海の大陸棚の境界について諮問を受けたとき、直ちにこの尾崎論文のことを話し、尾崎教授に相談すべきことを進言したのは、私がそのような印象を持っていたからである。後日同審議官は尾崎教授を招き、省内の若手の担当者たちと研究会を開いたと聞いた。

しかし、尾崎教授の名誉のために付言しておく、上記論文は単に日本の立場を有利にするための一方的立場から書かれたものではなく、厳密に学問的に正しいことを記述することに目的があったということである。教授は言う：

「本論文では、第一に、紛争の過程においてこれまで日中双方が援用した事実を中心に歴史的事実を吟味し、整理する。すなわち、原資料に基づいてその真偽を判定し、正確で法的に有意義な歴史的事実を選別する。次に、そのようにして整理された歴史的事実を、領土の帰属に関する国際法規に照合することによって、日中双方の主張のいずれが法的に見て妥当であるか評価される。(中略) その法規に照らして見て、日中双方の主張のいずれが支持されるか、相対的に優劣が判定されるのである。」と (183頁)。

そして前述のような、中国側の文献をも駆使した詳細な検討を通じて教授が明らかにするのは、尖閣諸島は当時航路の目印として重要視され、島々の名前もその必要のためにつけられたに過ぎず、これらの島嶼が中国領との認識が一般にあったわけではなく、比較的遠方を航行中の船から望見するだけで、領有の意思をもって島嶼に接近しその周囲を回航して観察したり、上陸して島嶼が中国領に属することを宣言し、象徴的併合行為を行うようなことはまったくなかった、ということである。また、帰国後の公式の報告書においても島嶼の領有を勧告するような記録はなく、中国政府がこれを追認し領有意思を表明するようなこともないとして、中国側の文献上尖閣諸島に対する中国の領有意思を明示するような

記述は認められず、「発見」にさえ相当しないことは明らかだと結論する (245頁)。このような論証の結果として、

「筆者は、尖閣諸島が中国領ではなかったと見るのが妥当であるという結論に到達する。(中略) 従って、それらの諸島は、明治二十八年一月に日本政府が領土編入の具体的措置をとるまで、国際法にいう無主の地ということになる。これが、尖閣諸島の国際法上の地位について歴史的側面に絞って考察を行った本論文の結論である。」

と締め括っているのである (同頁)。見事というほかない。

中国側の歴史一本槍の論法に対して、島嶼資料調査委員会委員いしみのぞむ准教授の『尖閣反駁マニュアル百題』(集広社、平成26年)等の一連の労作や齋藤道彦『尖閣問題 総論』(創英社、2014年)などが中国側の提示する歴史書を歴史家の立場から徹底批判していて痛快な感じさえあるが、尾崎教授の本論文は歴史的考察を国際法的考察に結び付けて行っているところに特長があり価値がある。尾崎教授の研究態度が凝縮された論文というべく、熟読玩味されることが望まれる。

三好 正弘 (みよし まさひろ)

愛知大学名誉教授。1960年東京外国語大英米科卒業、慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学後、愛知大学法経学部助教授、ロンドン大学キングズ・コレッジ法学部大学院留学(後にPh.D.)、愛知大学法学部教授。この間、東・東南アジア沿岸・沖合地球科学計画調整委員会(CCOP)法律顧問を10数年、*Asian Yearbook of International Law* 編集主任を10年間務め、現在、法務省の難民審査参与員。

主要著作：*Considerations of Equity in the Settlement of Territorial and Boundary Disputes* (Dordrecht/Boston/London: Martinus Nijhoff Publishers, 1993); *The Joint Development of Offshore Oil and Gas in Relation to Maritime Boundary Delimitation (Maritime Briefing, Vol. 2, No. 5: Durham, UK: International Boundaries Research Unit, 1999)*。